資料2

大津市社会教育推進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、社会教育団体等が実施する社会教育（体育の活動を除く。以下同じ。）に関する事業の実施に要する費用の一部を予算の範囲内において補助し、もって社会教育及び家庭教育の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　社会教育関係団体　社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第１０条に規定する社会教育関係団体をいう。

⑵　単位団体　おおむね大津市立小学校又は中学校の通学区域として定められた区域内の住民で組織された社会教育関係団体をいう。

⑶　連合体　全市的に組織された社会教育関係団体をいう。

⑷　青少年指導者　単位団体等の団体が行う体験活動その他青少年の健全な育成を目的とする活動において、指導的な立場で当該活動を行う青少年をいう。

（補助事業）

第３条　この要綱による社会教育推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

⑴　社会教育の推進に寄与すると市長が認める事業（次号及び第３号に掲げるものを除く。以下「社会教育推進一般事業」という。）

⑵　保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するための事業であって、市長が適当と認めるもの（以下「家庭教育推進事業」という。）

⑶　青少年指導者の育成に寄与すると市長が認める事業（以下「青少年指導者育成事業」という。）

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料その他市長が必要と認める経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の総額に２分の１を乗じて得た額又は補助対象経費から補助事業の実施により生じた収入（補助対象者が拠出したものを除く。）を控除した額のいずれか少ない方の額と、補助対象者の区分ごとに別表に定める補助限度額とを比較していずれか少ない方の額とする。

（間接補助）

第７条　補助対象者の下部組織等に当たる団体が補助事業を実施する場合において、それに要する第５条に掲げる経費の全部又は一部について補助対象者が補助金として当該団体に交付する場合（当該団体が直接補助金の交付を受ける場合を除く。）においても、市は、当該補助対象者に対し、補助金を交付することができる。

（交付申請書）

第８条　大津市補助金等交付規則（平成１０年規則第３２号。以下「規則」という。）第４条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市社会教育推進事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）とする。

２　交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　事業計画書（様式第２号）

⑵　事業収支予算書（様式第３号）
⑶　規約等の写し
⑷　その他市長が必要と認めるもの
３　交付申請書は、市長が別に定める期間内に提出するものとする。
（事前着手）
第９条　前条第１項の規定による申請を行った者は、補助金の交付の決定前に補助事業に着手する場合にあっては、あらかじめ市長に対しその理由を記した大津市社会教育推進事業補助金交付決定前着手届(様式第４号)を提出するものとする。
（交付の決定）
第１０条　市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、当該審査のため必要があると認めるときは、別に定める審査委員会に事業の選定及び補助金の交付申請額の査定を行わせるものとする。
２　市長は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、大津市社会教育委員の意見を聴くものとする。
（決定通知書）
第１１条　規則第７条第１項の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助金交付決定通知書（様式第５号）により行うものとする。
２　規則第７条第２項の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第６号）により行うものとする。
（事情変更による取消通知書等）
第１２条　規則第９条第５項の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第７号）又は大津市社会教育推進事業補助金交付決定変更通知書（様式第８号）により行うものとする。
（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）
第１３条　規則第１３条第１項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市社会教育推進事業補助事業変更承認申請書（様式第９号）又は大津市社会教育推進事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第１０号）とする。
２　前項の承認申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
（承認通知書等）
第１４条　規則第１３条第２項の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助事業変更承認決定通知書（様式第１１号）若しくは大津市社会教育推進事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第１２号）又は大津市社会教育推進事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第１３号）若しくは大津市社会教育推進事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第１４号）により行うものとする。
（実績報告書）
第１５条　規則第１４条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市社会教育推進事業補助事業実績報告書（様式第１５号）とする。
２　前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
⑴　事業報告書（様式第１６号）
⑵　事業収支決算書（様式第１７号）
⑶　補助事業の経費支出に係る領収書等の写し（明細のわかるもの）
⑷　その他市長が必要と認めるもの
３　前２項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して３０日を経過した日又は

補助金の交付決定があった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日とする。

（確定通知書）

第１６条　規則第１５条の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助金確定通知書（様式第１８号）により行うものとする。

（交付請求書）

第１７条　規則第１８条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市社会教育推進事業補助金交付請求書（様式第１９号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第１８条　規則第１８条第２項において準用する同条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市社会教育推進事業補助金交付請求書（様式第２０号）とする。

（取消通知書）

第１９条　規則第１９条第４項の規定による通知は、大津市社会教育推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第２１号）により行うものとする。

（返還通知書）

第２０条　規則第２０条第１項の規定による返還の命令は、大津市社会教育推進事業補助金返還通知書（様式第２２号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第２１条　補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後５年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第２２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附　則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

２　大津市家庭教育推進事業補助金交付要綱（平成１０年制定）は、廃止する。

３　この要綱は、令和１２年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則

この要綱は、令和７年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第４条、第６条関係）

１　社会教育推進一般事業

区分	補助対象者	補助限度額
広域部門	全国的に組織された社会教育関係団体の下部組織からなる連合体及びこれに準ずるものとして市長が認める団体（以下「広域団体」という。）	次の各号に掲げる当該広域団体の構成員の数の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める金額 ⑴　３０人以下　１５，０００円 ⑵　３１人以上５０人以下　２３，０００円 ⑶　５１人以上１００人以下　３０，０００円 ⑷　１０１人以上１５０人以下　３８，０００円 ⑸　１５１人以上２００人以下　４５，０００円 ⑹　２０１人以上３００人以下　６０，０００円 ⑺　３０１人以上４００人以下　７５，０００円 ⑻　４０１人以上６００人以下　９０，０００円 ⑼　６０１人以上８００人以下　１１３，０００円 ⑽　８０１人以上１，０００人以下　１３５，０００円 ⑾　１，００１人以上１，３００人以下　１５８，０００円 ⑿　１，３０１人以上１，６００人以下　１８０，０００円 ⒀　１，６０１人以上２，０００人以下　２１０，０００円 ⒁　２，００１人以上３，０００人以下　２４０，０００円 ⒂　３，００１人以上５，０００人以下　２７０，０００円 ⒃　５，００１人以上　３００，０００円
活動部門	市内に主たる事務所を有する団体（広域団体に該当するものを除く。）	５０，０００円

２　家庭教育推進事業

補助対象者	補助限度額
単位団体からなる連合体	２００，０００円
単位団体及び市内に主たる事務所を有する団体（単位団体からなる連合体に該当するものを除く。）	５０，０００円

３　青少年指導者育成事業

補助対象者	補助限度額
単位団体からなる連合体	３００，０００円
単位団体及び市内に主たる事務所を有する団体（単位団体からなる連合体を除く。）	５０，０００円